

「退職給付会計に関する実務指針」の改正について（案）についての意見

<意見>

改正案は国際的整合性が配慮され、全体として歓迎されるものと考えます。

なお、以下のポイントについては明確な記載がなかったため、改正案の適用に当り読者の便宜に資するために取り扱いを明確にされたく検討されることを望みます。

- (1) 退職給付債務を超過した年金資産を返還した時の会計処理を簡潔に本文に明示するべきと考えます。また、設例にも仕訳を例示するべきと考えます。
- (2) 年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることになった場合にも、当該数理計算上の差異又は過去勤務債務は、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理するとされていますが、費用の減額処理の損益の表示区分については、明示されていません。
退職給付費用として製造原価や販売費及び一般管理費のマイナスとして処理される場合だけでなく、特別利益として処理することが許されるのか否か明示されることを希望します。
- (3) 年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることになった場合には、退職給付信託を新たに設定することはできませんが、過去に退職給付信託を設定している会社であっても、制度の年金資産が責任準備金を下回っている限りにおいては掛け金の拠出が必要となります。この場合、会社から掛け金の拠出を行うと年金資産を増やすため、結果として費用の減額処理につながると考えます。年金資産の時価変動を捨象すると、見做し年金資産である退職給付信託の財産から掛け金を拠出すればこのような掛け金を支払うことが費用の減額となることはありませんが、会社から拠出する場合には資金拠出が費用減額につながります。退職給付信託財産から掛け金を拠出するか会社から拠出するかは、現状では会社の恣意的な決定が可能であり、これによって会計上損益の影響が異なるのは好ましくないと考えます。これらについて検討を行い、容認されない場合には基準上の取り扱いを明示されることを希望します。
- (4) 改正案では、本会計基準を適用する事業年度の期首において未認識年金資産が存在する場合には、当該未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分し、本会計基準の適用により当該事業年度の期首に発生したものとみなして、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理するとされていますが、期首に発生したものとみなして処理することが、期中において代行返上や制度間移行があった場合の会計処理と整合性を持つものか難解であるため、説例を用いた解説をするべきであると考えます。

以 上